

平成24年(2012)7月

No.29

とおの 議会だより



人・農・自然

裏庭・農に二人三脚

定例会開会日の6月8日、青笹町の奥寺晴夫さん、モト子さん夫婦は、ほぼ完成した遠野市総合防災センター付近で、9ha栽培する稲の田植え作業の終盤を迎えていました。

晴夫さんは農業委員の傍ら、米づくりに加え、1haの野菜栽培にも取り組んでいます。

またボン菓子の加工や、農家民泊も行い都市との交流や農業理解のため多岐にわたり実践活動をされています。

いつまでも良き理解者・パートナーとして、農の道を力強く歩むお二人です。

主な内容 6月定例会

- ◆議会改革特別委員会報告 …… 2～7P
- ◆政務調査費について …… 8～9P
- ◆6月定例会議案審議結果 …… 10P
- ◆定例会等の概要 …… 11P
- ◆予算等審査特別委員会質疑 …… 12～14P
- ◆一般質問 7人が登壇 …… 15～21P
- ◆私のひとこと、編集後記 …… 22P

遠野市議会基本条例を 制定しました

議会基本条例とは

市民に対し、議会の役割や議会と市民との関係、議会と市長との関係などを明示するとともに、議会のあるべき姿、進むべき方向、議会と議員が負わねばならない責務を定め、市民に信頼され、存在感のある議会運営を目指すことを条例に明文化するものです。

議会基本条例 制定の必要性

市民から選挙で選ばれた議員によって構成される遠野市議会は、同じく市民から選ばれた遠野市長とともに、遠野市の代表機関を構成しています。議会及び市長は、この二元代表制のもとで、ともに市民の負託を受けて活動しています。市民の意思を市政に的確に反映させるため、議論しあい、

連携をし、その使命を果たす責務を負っています。

地方分権の時代を迎え、地域の自立が求められ、自治体の自己決定、自己責任の範囲が拡大した今日、議会が市民の代表機関として、地域における民主主義の発展と住民福祉の向上のために果たすべき役割はますます大きくなっています。

議会は、その持てる権能を十分に駆使して、積極的な情報の発信と公開、政策

遠野市議会では、地方分権時代に対応した議会の活性化を図るため、議会基本条例の制定に向け、平成23年9月に議会改革特別委員会（委員長浅沼幸雄議員ほか議員18名【議長を除く】）を設置し、約10ヶ月20回余にわたり検討してきました。

議会改革特別委員会では、条例に盛り込む事項の議論、先進事例の調査、視察等を重ね、平成24年1月と4月に開催した「議会改革について意見を聴く会」におけるご意見、ご提言を踏まえ、今定例会最終日6月15日の本会議において、「遠野市議会基本条例」を議員発議により提案し、全会一致で可決、6月25日公布、施行されました。

形成への多様な市民参加の推進、議員間及び行政機関との自由かつ達な討議の展開、市長等の行政機関との緊張の保持、議員の自己研さんと資質の向上、公正性と透明性の確保等について独自の議会運営のルールを定め、じゅん守し、実践することにより、市民に信頼され、存在感のある、活動力と創造力の豊かな議会を築いていく必要があります。



4月25日開催の議会改革について意見を聴く会

遠野市議会基本条例

前文

私たちの住む遠野市は、遠野三山をはじめとするなだらかな美しい山なみに囲まれ、その沢々には心を癒やす清流が数多く、そして、悠久のときを越えて育まれた民話、郷土芸能、南部曲り家など多くの伝統文化も継承してきた。

新しい地方主体の時代を迎え、自治体の自主的な意思決定と責任の範囲が拡大した今日、遠野市政も大きく変革を求められている。二元代表制の下で遠野市議会（以下「議会」という。）の果たすべき役割は確実に増してきており、市長との間に緊張感を持ちながら、監視機関としての役割を果たすとともに、論点及び争点を明確にし、市民にとって最良の選択と意思決定をしなければならない。

そのためにも、議会は、積極的な情報公開をしながら、多くの市民の声をくみ取り、議員間の自由な討議を重ね、市民に信頼される議会運営に取り組みなければならぬ。

私たちの住む遠野市が、未来に向け発展していくために、市民に開かれた議会を目指し、ここに遠野市議会基本条例を制定する。

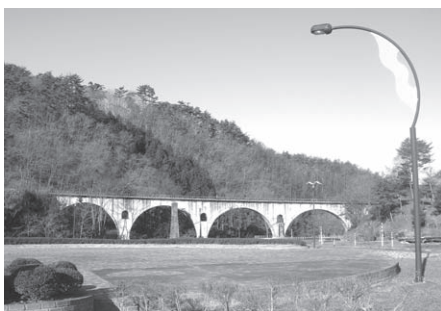
『解説』

前文では、議会基本条例の背景や議会改革に向けた遠野市議会としての思いが述べられるとともに、市民に信頼される議会運営に取り組み決意を表明しています。

※「二元代表制」

「議会の議員」と「市長」を市民が直接選挙で選ぶ制度のことです。どちらも市民の代表であることから、議会と

市長は対等の機関として、お互いに抑制、協力することで緊張感を保ちながら自治体の運営に取り組み制度のこ



めがね橋（遠野遺産認定第99号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方分権と地方自治の時代にふさわしい議会のあり方、議員及び議会の使命及び役割を明らかにするとともに、市民（市内に

在住、在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体をいう。）と議会との関係、市長等（市長及びその他の執行機関をいう。）と議会との関係その他議会の活性化と充実のために必要な議会運営の基本事項を定めることにより、遠野市の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

『解説』

条例制定の目的を定義しています。議員や議会の使命を明らかにするとともに、市民や市長等との関係、議会の活性化などのための基本事項を定め、遠野市のまちづくりの寄与していく姿勢を明記しています。

※「その他の執行機関」

この条例の中で使われる「市長等」という言葉には、市長のほか、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員が含まれます。

（最高規範性）

第2条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。

『解説』

この条例が、議会と議員のあるべき姿や議会運営について定める最も基準となるものであることを規定しています。



伊豆神社（遠野遺産認定第14号）

第2章 議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しな

ければならない。

(1)公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指すこと。

(2)市民の多様な意見を把握し、政策形成に適切に反映できるように、議会への市民参加の機会の拡充に努めること。

(3)市政の監視及び評価、政策提言、政策立案等の取組の強化に努めること。

『解説』

議会が活動していくにあたっての原則を定めています。

第1号は「情報公開」、第2号は「住民参加」、第3号は「議会の機能強化」について規定しています。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行

わなければならない。

(1)議会が言論の府であること及び合議機関であることから、議員相互

間の自由な討議を尊重すること。

(2)市政の課題全般について、市民の意見、要望を的確に把握するとともに、常に自己の能力を高めるよう研さんし、市民の代表としてふさわしい活動をする

(3)議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

『解説』

議員の活動における姿勢を定めています。

第1号では、「市当局に對する」という姿勢だけではなく、「議員相互間の自由な討議」にも取り組むこと、第2号では、市民の意見等を把握するとともに自己研さんや市民の代表としてふさわしい活動をすること、第3号では地域のことだけではなく市民全体の福祉の向上を目指すことを規定しています。

(会派)

第5条

議員は、議会活動を行うため、同一理念を共有する政策集団(以下「会派」という。)を結成することができる。

2 会派に関することは、別に定める。

『解説』

議員が「会派」を結成することができていることを規定しています。

会派については、「遠野市議会会派に関する規程」で定めています。



火渡の石碑群(遠野遺産認定第17号)

第3章 市民と議会の関係

(市民等との連携)

第6条

議会は、市民に対し積極的に情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、すべての会議を原則公開するものとする。

3 議会は、公聴会制度及び参考人制度を活用して市民並びに利害関係者及び学識経験者等の意見等を聴き、政策形成に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、請願及び陳情を審査するときは、紹介議員のほか請願者又は陳情者から請願又は陳情の趣旨の説明を受ける機会を設けることができるものとする。

『解説』

市民と議会の関係として、第1項では情報公開することを、第2項ではすべての会議を原則公開とする

ことを、第3項では、公聴会制度等を活用して市民の皆さんや学識経験者などから意見を聴いて政策形成に反映させることを、第4項では、請願等を審査する際に請願者などから趣旨の説明を受ける機会を設けることをそれぞれ規定しています。

(市民との懇談会)

第7条

議会は、市政の諸課題に対処するため、議員と市民が自由に情報及び意見を交換する市民との懇談会を年1回以上行うものとする。

『解説』

中学校再編成や今回の議会改革について市民の皆さんから意見を聴く取組を行ってきましたが、そのような特別な課題がなくても、市民の皆さんと意見交換などを行う懇談会を開催することを規定しています。



土淵地区センターでの意見を聴く会のもよう

第4章 議会と市長等の関係

(市長等との関係)

第8条 議会は、市長等との立場や権能の違いを踏まえ、緊張ある関係の保持に努め、事務執行の監視及び評価を行うものとする。

『解説』

二元代表制の趣旨に鑑み、議会と市長等との関係を明確にするものです。

(一問一答及び反問)

第9条 本会議における議員と市長等との質疑応答

は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができるものとする。

2 議会審議において、本会議及び委員会に出席した市長等及びその補助職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問の内容を明確にするため、反問することができるとする。

『解説』

これまで一般質問は、総括質問方式で行われてきましたが、論点などを明確にし、市民の皆さんにもわかりやすくするため、一般質問や本会議での議案審議を一問一答方式でも行うことができるようにするものです。

第2項では、活発な政策議論を行うため、議員の質問の確認のほか、その質問の背景などについて、市長などが逆に議員に質問することができるようになるものです。

(政策等の説明及び審議)

第10条 議会は、市長等が提案する計画や政策等については、議会審議を通じて政策水準を高めるため、市長等に対して必要な事項の説明を求めるとができるものとする。

2 議会が計画や政策等を審議する際には、立案及び執行に当たつての論点や争点を明確化するとともに、執行後の政策評価に役立つような審議に努めなければならない。

『解説』

市長等が計画や政策を提案する場合、詳しく審議できるように説明を求めるとができるように規定しています。

また、第2項では、議会がその計画や政策を審議する際は、論点等を明確にし、執行後の評価ができるように議論を行うことを規定しています。

(政策立案、政策提案及び政策提言)

第11条 議会は、市の政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努め、もって条例の提案、議案の修正、決議等の政策提案を行うとともに、市長等に対し、政策提言を行うものとする。

『解説』

市が取り組む政策だけではなく議会も政策立案機能を強化し、政策提言をしていくことを規定しています。



山口の水車小屋 (遠野遺産第9号)

第5章 議会の機能

(議決事項の拡大)

第12条 市政の総合的かつ計画的な運営を図るための基本構想（以下この条において「基本構想」という。）及び基本構想を実現するための基本的な計画で市政全般にわたる総合的かつ体系的に定める計画の策定、変更又は廃止をすることについては、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定により定める議会の議決すべき事件とする。

『解説』

地方自治法の改正により、総合計画の基本構想の策定が市の義務ではなくなったことで議決事項ではなくなりましたが、市政の総合的な計画である基本構想とそれに基づく基本計画については、特に重要なものであるという考えから、議会で議論を行うこと

で、その構想等に議会も責任を担うものです。

【議員相互間の討議】

第13条 議会は、本会議及び委員会における議案の審議及び審査に当たり結論を出す場合にあっては、合意形成に向けた自由な討議等を通じて議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとする。

2 議員は、議員相互間の議論により、議員自らの積極的な政策提言及び条例案の提案に努めなければならない。

【解説】

これまで議員全員協議会や常任委員会では議員同士の議論が行われてきましたが、本会議や予算等審査特別委員会などの場では市長等への質問が中心で、議員同士の議論はされていませんでした。そこで、賛否が分かれそうな議案や課題のある議案等について議会としての合意に向けた議論をする場を設けるものです。

また、議員同士の議論の中から政策提言等にも努めるものです。

【委員会の活動】

第14条 委員会は、その専門性を生かし市政課題について継続的に調査を行い、積極的な政策立案及び政策提言を行うよう努めなければならない。

2 委員会は、付託事件の審査及び調査を行うに当たっては、資料等を積極的に公開しながら、市民にわかりやすい議論を行うよう努めなければならない。

【解説】

常任委員会や特別委員会、その担当する市政課題について、市民に情報公開しながら調査し、政策提言などを行うよう努めるものです。

【議員研修の充実強化】

第15条 議員は、自らの政策形成能力及び立案能力の向上のため、積極的な

議員研修の充実強化及び調査研究に努めなければならない。

【解説】

第4条(議員の活動原則)第2号を受けて、自己の能力を高めるために議員研修等を充実させるものです。

第16条 議員は、遠野市議会政務調査費の交付に関する条例(平成17年遠野市条例第165号)に基づき交付された政務調査費について、調査研究のため適切に執行するとともに透明性を確保しなければならない。

【政務調査費】

第17条 議員は、自らの政策形成能力及び立案能力の向上のため、積極的な

【解説】

政務調査費は、議員が調査研究するための経費として支給されていますが、適切な執行とその内容を公開することを規定するものです。

【議会広報の充実】

第18条 議会は、議員の視点から、多様な広報手段

を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう市政に関する情報の広報に努めるものとする。

【解説】

市民の皆さんに市政に関する情報をより理解していただくため、議会だよりのほか、ホームページや遠野テレビなどで情報を発信していくことを規定するものです。



遠野南部ばやし(遠野遺産第25号)

第6章 議員の政治倫理並びに定数及び報酬

表として、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、良心と責任感を持って議員の品位を保持し、識見を高めるよう努めなければならない。

【解説】

議員には、市民の皆さんから選挙で選ばれた市民の代表者として高い倫理義務が課せられており、それを常に自覚して行動することを規定するものです。

【議員定数及び議員報酬】

第19条 議員定数及び議員報酬は、別に条例で定める。

2 議会は、議員定数又は議員報酬を改正する際は、市政の現状及び課題、他市等の状況並びに議会が果たすべき役割を考慮しなければならない。

3 議員定数又は議員報酬の条例改正案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付し

第18条 議員は、市民の代

て、委員会又は議員から提出するものとする。

『解説』

議員定数及び議員報酬の改正にあたっては、市政の課題等への対応など議会の役割も考慮して検討していくものです。

第3項では、議員が議員定数又は議員報酬を改正する際の手続きを規定するものです。



綾織ししおどり（遠野遺産第26号）

第7章 議会事務局等の充実

第20条 議会は、議員の政

策立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務に関する機能の充実強化を図るよう努めなければならない。

『解説』

議員が政策立案等に積極的に取り組むため、それを補助する組織である議会事務局の機能充実強化に努めるものです。

（議会図書室）

第21条 議会は、法第100条第18項の規定により議員の調査研究に資するため、議会図書室を設置する。

2 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、図書室及び資料の充実に努めるものとする。

『解説』

議員の政策形成等の能力向上のため、議会図書室の充実に努めるものです。

第8章 議会改革の継続的な取組

（議会改革の継続的な取組）

第22条 議会は、市民の意思を市政に的確に反映させるため、議会改革の推進について継続的に取り組むものとする。

2 議会運営委員会は、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。

3 議会は、前項の検証、市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認められるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかにこの条例の研修を行うものとする。

『解説』

議会改革の推進については、今後も継続的に取り組むものとし、それを検証する組織として議会運営委員

会を充てるものです。また、第3項では、その検証や市民の意見、社会情勢の変化等により必要がある場合は、議会基本条例の改正等に取り組むことを規定しています。

第4項では、新しい議員の体制になったときは、速やかに研修を行い、議会の最高規範である議会基本条例の理念を浸透させるものです。

その中で、若者や女性の声をもっと取り入れてほしいという意見をいただきましたので、今後そういった機会を設けるよう検討してまいります。

また、意見を聴く会の提言集についても、懇談会に参加できなかった方々が見ることができるよう各地区センターに備えていますので、どうぞご覧ください。

『第2回議会改革について意見を聴く会』でのご意見・ご提言を受けて

（4月23日～25日開催）

懇談会の各会場では、前回の懇談会に引き続き、市民の皆さまから議会の資質向上に向けた貴重なご意見をたくさんいただきました。

また、意見を聴く会の提言集についても、懇談会に参加できなかった方々が見ることができるよう各地区センターに備えていますので、どうぞご覧ください。



伝承園とその周辺（遠野遺産第36号）

政務調査費について

政務調査費は、議員として活動する際の調査・研究に資するために、必要な経費の一部として交付されるものです。

● 交付額

議員1人につき年額、60,000円。(月額 5,000円)

※平成23年度については、東日本大震災対応による減額補正のため、交付額は48,000円です。

● 使途基準

| 区 分 | | 内 容 |
|--------|--|--------------------------------|
| 研究調査費 | 議員が研究会、研修会等を開催するために要する経費、他の団体の開催する研究会、研修会等に参加するために要する経費又は先進地調査、現地調査等に要する経費 | 会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等 |
| 資料作成費 | 議員が行う調査研究活動のための資料の作成に要する経費 | 印刷製本代、翻訳料等 |
| 資料購入費 | 議員が行う調査研究活動のための図書、資料等の購入に要する経費 | |
| 広報費 | 議員が議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするための会議等に要する経費 | 広報紙、報告書印刷費、送料、会場費等 |
| 広聴費 | 議員が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見等を聴取するための会議等に要する経費 | |
| その他の経費 | 上記以外の経費で議員が行う調査研究活動に要する経費 | |

使用できない経費

| 項 目 |
|--|
| 慶弔、お見舞い等の交際費的な経費 |
| 個人的な使途に充てる経費 |
| 政党費その他政党活動（研究会又は研修会の開催又は参加、機関紙発行等）に要する経費 |
| 後援会活動に要する経費 |
| その他政務調査費の目的にそぐわない経費 |

参考例・・・県内13市の政務調査費の交付額について（議員1人当たりの年額）

〈人口順に〉

盛岡市 600,000円 一関市 180,000円 奥州市 144,000円 花巻市 240,000円
 北上市 240,000円 宮古市 150,000円 大船渡市 84,000円 釜石市 150,000円
 久慈市 60,000円 二戸市 120,000円 遠野市 **60,000円** 八幡平市 240,000円
 陸前高田市 90,000円

政務調査費を公表します

【平成23年度政務調査費執行状況(平成23年4月～平成24年3月)】

《支出費目別内訳》

(単位：円)

| 議員氏名 | 交付額 | 研究調査費 | 資料作成費 | 資料購入費 | 広報費 | 広聴費 | その他経費 | 合計 |
|--------|---------|---------|--------|-------|-----|-----|--------|---------|
| 萩野 幸弘 | 48,000 | 22,492 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8,700 | 31,192 |
| 瀧本 孝一 | 48,000 | 48,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 48,000 |
| 多田 勉 | 48,000 | 22,492 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 22,492 |
| 菊池由紀夫 | 48,000 | 22,492 | 10,690 | 0 | 0 | 0 | 14,818 | 48,000 |
| 佐々木大三郎 | 48,000 | 22,492 | 12,860 | 2,438 | 0 | 0 | 0 | 37,790 |
| 菊池巳喜男 | 48,000 | 47,842 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 47,842 |
| 照井 文雄 | 48,000 | 22,492 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 22,492 |
| 荒川 栄悦 | 48,000 | 32,027 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 32,027 |
| 菊池 充 | 48,000 | 48,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 48,000 |
| 瀧澤 征幸 | 48,000 | 22,492 | 5,991 | 0 | 0 | 0 | 19,206 | 47,689 |
| 小松 大成 | 48,000 | 48,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 48,000 |
| 織笠 孝之 | 48,000 | 48,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 48,000 |
| 菊池 邦夫 | 48,000 | 48,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 48,000 |
| 菊池 民彌 | 48,000 | 48,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 48,000 |
| 佐々木 譲 | 48,000 | 48,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 48,000 |
| 多田 誠一 | 48,000 | 48,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 48,000 |
| 安部 重幸 | 48,000 | 48,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 48,000 |
| 石橋 達八 | 48,000 | 22,492 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 22,492 |
| 浅沼 幸雄 | 48,000 | 48,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 48,000 |
| 新田 勝見 | 48,000 | 22,492 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 22,492 |
| 合計 | 960,000 | 739,805 | 29,541 | 2,438 | 0 | 0 | 42,724 | 814,508 |

※なお、政務調査費の残額145,492円については、遠野市の歳入に返還されました。

平成24年6月定例会が6月8日に招集され、15日までの8日間の会期で開かれました。

今定例会では、一般質問には7人の議員が登壇し、市政を問いました。

提案された条例8件、一般会計補正予算（6億5,156万円）、他予算1件、その他4件の14議案の全議案を原案のとおり可決したほか、最終日には、議員発議による条例2件と意見書2件を可決しました。

6月定例会

6月定例会議案審議結果

| 議 案 名 | | 賛成 | 反対 |
|--------|--|------|----|
| 議案第46号 | 遠野市印鑑条例及び遠野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について | 全員賛成 | |
| 議案第47号 | 遠野市一般職の職員の給与に関する条例及び遠野市職員の互助会に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 全員賛成 | |
| 議案第48号 | 遠野市市税条例の一部を改正する条例の制定について | 全員賛成 | |
| 議案第49号 | 遠野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 全員賛成 | |
| 議案第50号 | 遠野市保育所における保育に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 全員賛成 | |
| 議案第51号 | 遠野市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 全員賛成 | |
| 議案第52号 | 遠野市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例の制定について | 全員賛成 | |
| 議案第53号 | 遠野市障害者自立支援法施行条例の一部を改正する条例の制定について | 全員賛成 | |
| 議案第54号 | 岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議について | 全員賛成 | |
| 議案第55号 | 遠野市災害弔慰金等支給審査会の委員の委嘱並びに平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務を岩手県に委託することについて | 全員賛成 | |
| 議案第56号 | 遠野市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の取扱事務を取り扱う期間の変更について | 全員賛成 | |
| 議案第57号 | とおの昔話村展示リニューアル工事の請負契約の締結について | 全員賛成 | |
| 議案第58号 | 平成24年度遠野市一般会計補正予算（第1号）について | 全員賛成 | |
| 議案第59号 | 平成24年度遠野市水道事業会計補正予算（第1号）について | 全員賛成 | |

5月臨時会

平成24年5月臨時会が5月29日に開催されました。

この臨時会では、提案された3議案について、活発な質疑が交わされ、認定、可決されました。

●議案第43号

遠野市市税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて

全員賛成

●議案第44号

財産の取得について

全員賛成

●議案第45号

監査委員の選任につき同意を求めることについて

同意



6/17に開催された消防操法競技会のもよう

意見書

今定例会では、放射能汚染対策調査特別委員会による「放射性物質の早急な除染対策を求める意見書の提出について」の発議案が提出され、原案のとおり可決しました。意見書は、平成24年6月15日付けで衆参両院議長、内閣総理大臣ほか関係大臣あてに提出しました。

また、今議会に対し、請願一件の提出がありました。この請願は、提出した方々の意をくみ、こちらも議会の意見書として、衆参両院議長、内閣総理大臣をはじめ関係大臣あてに提出しました。

放射性物質の早急な除染対策を求める意見書

放射性物質の早急な除染対策を実施すると共に、市町村が除染に関する役割を適切に果たすための財政措置を講じるよう求めます。

【意見書の趣旨】

- 市町村が行う除染に対しては、市町村が独自に行う対策であっても、国はそれに係る費用に対して財政措置を講じること。
- 風評被害の防止のため、市町村が行う除染対象区域外における除染対策に対しても財政措置を講じること。

医療従事者の増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書

医療従事者の増員を実現し、安全で行き届いた医療・看護・介護の拡充を図るための対策を講じるよう求めます。

【意見書の趣旨】

- 夜勤交代制労働者の労働時間を改善すること。
- 医療・社会保障予算を増やし、医師・看護師・介護職員などを増員すること。
- 国民負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。

議員発議

今定例会では、4件の議員発議案（意見書2件）が提出され、原案のとおり可決しました。意見書は、平成24年6月15日付けで、衆参両院議長、内閣総理大臣ほか関係大臣、岩手県知事あてに送付しました。可決した発議案は次のとおりです。

●**発議案第2号**
遠野市議会基本条例の制定について

●**発議案第3号**
遠野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

●**発議案第4号**
放射性物質の早急な除染対策を求める意見書

●**発議案第5号**
医療従事者の増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書

請願

◆**請願第1号**
医療従事者の増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める請願（採択）

◎請願者
岩手県医療労働組合連合会
執行委員長 中野 るみ子

6月定例会 予算等審査特別委員会

予算等審査特別委員会（議長を除く19人の議員で構成、委員長菊池民彌議員、副委員長安部重幸議員）は、条例8件、予算2件、その他4件について付託を受けて2日間の審議を行いました。

今委員会では、今後の施策全般にわたり、特に放射能対策では活発な質疑が交わられました。結果、全14議案が原案のとおり可決されました。

地域づくりサポート事業について

問 補正総額の約4割を占める2億5千2百45万円の事業委託料の内容は。

答 昨年12月補正からの事業で、被災地の大槌町・陸前高田市と当市で被災者やボランティア各60名・計180

名を雇用し、被災地の地域づくりを支援しようとする内容で、当初予算の120名分に今回60名分を追加するもの。

問 事業委託額を60名で割れば1人当たり約40万円の高額となるが、仕事の内容や金額の算定はどのようなものか。また市内への経済効果は。

答 地域の復興はコミュニティを創らなければならぬ。被災者の心のケアを第一に相談業務の受付、ハード面での施設の運営、野菜づくりなど収入増につなげる取組みを進め、予算の内訳は半分が人件費、後はその他の経費でお茶会等の消耗品やイベント開催等の費用である。1人当たりの金額は約250万円程度と思われる。遠野市内からも現在53名が採用され、雇用の面や物品の購入などで市内への波及効果も高いと思われる。

遠野風の丘の風車折損事故について

問 3月21日の強風で、風の丘の風車のプロペラ（シリンダー）が折れて柱1本の状態となっている。原因究明の経過や復旧の目途は。

答 業者からは5月31日現在までの説明と文書報告を受け、担当課として概ね理解している。想定外の風力が加わり、風車を支えるヨードラムという部分が構造的に破壊された事が原因である。プロペラの部分には問題はなかったとの報告。問題の部分について一定の改造やプログラムの変更を加えた上で再設置させて欲しいという話までになつてはいるが、国道沿いや駐車場の近くという事で市民の安全性を確保することが重要であり、詰めの協議の段階である。

問 想定外の風というほどの強風とも思われなかったが、部品の欠陥とは別の理

由で再設置に至らないということか。

答 安全性の担保と、高速道路や取付道路から見たときのシンボルとして今の場所がふさわしいのか、違う場所に設置するのがいいのか、議論を重ねている最中であり、指摘内容や現場の声を踏まえ判断して行きたい。



現在の風車の状況

青年就農給付金について

問 青年就農給付金事業の内容と対象者は。また、事業内容の周知方法は。

答 農業を取り巻く情勢は、農業従事者の減少・高

災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務を委託するについて

年齢、農業後継者の不足、さらに原発問題などで厳しい状況に置かれているが、この時期にリスクを背負って農業経営を開始するという若者（原則45歳未満）に対して経営が軌道に乗るまでの所得確保を支援する事業であり、給付期間は最長で5年間、給付額は個人就農に150万円／年で夫婦就農の場合には225万円／年である。また、受給対象者は新規就農者と平成20年以降に就農した方も該当する。

なお、多くの新規就農者を確保するために、あらゆる媒体（広報とおのや遠野テレビ、市のホームページ）の駆使はもとより、農業委員会の支援を頂きながら市民への周知徹底を図る。

問 東日本大震災における災害弔慰金等支給審査会の委員の任命と運営事務に関して岩手県に委託することの背景と理由は何か。

答 本運営事務を県に委託した場合と市単独で行った場合を比較すると、経費が最大で1回あたり8万500円になり、市職員の事務負担も軽減されるということ。国からの通知があつたものである。また、審査会委員は専門性や経験、広い識見の持ち主である専門家・医師・弁護士・有識者などの中から5名で構成されており、公平で公正な審査が期待できるという判断から県に委託した。また、市内におけるこれまでの災害弔慰金等関連死にかかる被災者申請件数は3件である。

なお、審査結果に対して当事者からの不服等の申し出があつた場合には遠野市の責任の下で対応することになる。

**昔話村整備による
周辺商店への影響は**

問 昔話村が食事などもできるように整備されたが、周辺で経営する個人商店への観光客の流れは。

答 周辺への影響は心配していたが、概ね差別化され影響は出ていないと伺っている。オープンしたことが観光客入り込みと遠野市全体の売上増につながっていると理解している。



とおの昔話村の前景

**観光案内板の整備に
ついで**

問 観光案内板移設工事98万7千円の内容は。

答 土淵バイパス工事に伴い、栃内地区の看板1基を移設する。

問 市として、高速道の開通など、環境変化に対応した市街地誘導のための看板整備が必要ではないか。

答 観光案内板については、平成19〜20年度に約90ヶ所、4,500万円程の予算で新設やリニューアルをした。今後高速道整備も進むことから、タイムイングを失しない形で対応したい。

除染対策について

問 農家保有草地で風評被害に係る草地の除染についても県事業の対象になるのか。

答 県の基準以下でも除染することとしているが、現在のところ対象になっていない。

問 除染を希望する農家については、市単独の事業で実施するののか。

答 その通りであり、今後

国・東電に支援を求めている。きたい。

問 風評被害の場合、県の農業公社との契約は必要ないと思われる。自力で実施する場合、早期に除染作業をすべきと考えるが。

答 除染事業対象地域から順次除染していくが、今後そうした事例を加味して考え対応したい。

問 単独で支援した事業については、県内市町村と歩調を合わせ、回収できる強い取り組みが必要と思われるし、除染を希望する農家の対策を強化してほしい。農畜産物放射能被害対策費5千万の交付金内容は。

答 今後発生することに対応するための機動的予算で、除染前の草地管理費や、必要な機械の導入など、農家支援にあてるものである。

問 農家が保有する23年産の牧草の処分は。

答 農家の庭先から回収し、一時ストックできる場所を確保し、対応したい。

委託料の明細について

問 コンビネーション型公共施設等有効活用調査検討事業費の委託料2,250万円の詳細は。

答 これは3分野の施設のあり方について調査・検討を委託するもので、1つは防災体制を含めた多目的利用施設を中心とした各施設、2つめは中心市街地の様々な施設、3つめは中学校再編後の跡地及び校舎施設についてで、これらの活用ビジョンを市民の皆様を示すことが目的。昨年、国交省事業で当市の公共施設を中心とした後方支援の調査があり、今回同省から2千万円の補助を受け、3つのうちの防災体制分野に充てる予定。残りの250万円のうち200万円は中学校再編後の学校施設跡地利用に、50万円は中心市街地のまち

づくりについて活用する予定である。

問 2千万円の防災体制に係る委託先はどのようなところが想定されるのか。

答 現在のところ官民連携という視点に立ち調査研究をしている財団とか、その分野で研究センターを立ち上げている大学が想定される。

デイサービス施設増設への考え方は

問 地域が家族いつまでも元氣ネットワーク事業費の補正内容は。

答 今年度から3年間第5期の介護保険事業計画を立てているが、その中で今年度はデイサービス1カ所を整備しようとするもの。

問 デイサービス事業者はすぐ見つかるのか。それなりの需要がないと事業者も手をあげないのではないのか。今回のデイサービスの

必要性、緊急性についてどの程度見込んでいるのか。

答 現在市内に8カ所デイサービス施設があるが、それだけでは足りない状況なので、需要的には必要だと考えている。

また、デイサービスの内容についても、介護が主になる部分とリハビリが主になる部分があり、各々の事業所から整備計画について意向を確認中だが、どういうサービス内容を優先すべきかについてもこれから調査・確認しながら決定していく。

野生鳥獣被害対策をどう進めるのか

問 野生鳥獣被害防止対策事業に係る今回の補正内容は。

答 遠野地方有害鳥獣駆除協議会補助金186万円の減について、県から今年度ニホンジカ被害軽減モデル事業ということで、県内では遠野市、釜石市、宮古市が

指定され、その分については、県から直接協議会に補助金として入るため、市からの補助金を減額しようとするものである。

もう一つは、遠野市の鳥獣被害対策実施隊を設置したいということである。その内容については、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の中で鳥獣被害対策実施隊を置くということになっており、遠野市ではこれまで鳥獣被害駆除隊という形で実施しているが、その駆除隊を実施隊に置くことになっている。従って、今後その関係者を市の非常勤職員にお願いすることになる。

空間線量測定器の市民への貸し出し等について

問 放射能測定器の購入費を189万円計上しているが、どのような機械を何台購入するのか。

答 空間線量を測る機械を15台購入し、それを各地区

センターに配備して市民に貸し出し、自宅周辺等の線量を測っていただきたい。

問 貸出料金や貸出期間はどうか。

答 貸出料金は無料。貸出期間は半日か1日単位で考えているが、土日を挟む場合はその都度相談に応じる。なお、各地区センターに1台配備するが、宮守町については3台配備する予定。

問 井戸水や自家野菜といった飲食物に含まれる放射能についてはどうしたらよいか。

答 市民への貸出機械はあくまで空中の放射線量を測定する機械のみ。飲食物の測定に関しては、市の環境課に検査室を準備し、既に6月4日から検査を始めている。市民の方々から材料を持参していただき、測定後結果をお知らせするという方法をとっている。

問 飲食物の放射能濃度測定器は1台しかないとのことだが、今後増やす計画は。

答 当市は消費者庁が行っている測定器のリース事業にも申請しており、もう1台配備される予定。ただ、申し込みが多すぎて、実際の配備がいつになるかは未定だが、いずれは2台体制になる。



新たに配備された放射能測定器

市の事務事業のアウトソーシング

（外部委託）について



佐々木大三郎 議員
（清風会）

問 本市を取り巻く財政状況を見ると、国からの補助金（交付税等）が減額傾向にある中で、経済環境の低迷や少子高齢化により市税収入も減少傾向にある。その一方で支出は、扶助費や医療費の増加、及び大型建設事業の実施により発生する市債（借金）の返済（公債費）など逼迫状況にある。これらの改善策として、事務事業のアウトソーシング（民間事業者へ外部委託）を進めるべきでないか。

答 本市の歳入の4割を占めている地方交付税は平成20年度から微増傾向にあり、特に昨年度は、東日本大震災に伴う復旧経費や後方支援活動経費が特別交付税で措置され、対前年度比で3億4,600万円（4.1%）の増加となっている。しかし、国の財政状況を考えると今後も交付税が増加していくことは厳しいと捉えている。

また、地方債については、償還金の70%が交付税で措置される有利な起債を中心に借り入れており、将来の償還負担を考慮しながら健全財政の維持に努めている。

そしてまた、市民協働や関係団体との連携強化、事務事業の民間移管・委託などについても推進していか

なければならぬと捉えている。更に、市が出資する第三セクターや関係機関・団体についても、官民の役割やあり方を見直し、その整理、改革を進めているところである。

アウトソーシングの取り組み状況は、平成18年から22年度までに実施した「第一次経営改革大綱」では、延べ518項目中488項目の経営改革に取り組み、5年間で約45億円の財政効果を生み出した。

平成23年度からは「第二次経営改革大綱」に取り組み、公共サービス全般にわたりアウトソーシングの可能性についての調査・検討を行っているところである。

例えば、中部広域大型ごみ処理焼却施設の供用開始

にあわせた清養園クリーンセンターや宮守町の3つの保育所・幼稚園についても、その運営主体のあり方について検討を進めている。なお、これらの計画について

は、東日本大震災の影響による社会情勢等の変化を勘案する必要があり、当初のスケジュールを一部見直しして実施する。



清養園クリーンセンター内の分別作業風景

市財政の長期的展望について



石橋 達八 議員
（無会派）

問 市が管理する施設数や維持管理費の将来的傾向、大規模改修や改築の時期、税収の見通しをシミュレーションする仮称「遠野市公共施設白書」を作成し、公開できないか。

答 公共施設の整備管理については、公共施設ロングライフ事業など、効率的な維持管理に取り組んできた。現在、当市が管理する施設は637施設あり、その維持管理費だけでも年間約2億6,900万円になっている。質問にあった「白

書」の作成には、施設ごとの資産価値とコスト計算ができて初めて整理できることから、公会計の整備が前提になる。平成21年度から貸借対照表など財務諸表等を作成し、公表してきた。参加する全国市長会でも、今は合併の話は陰を潜め、このことが話題にもなり、身の丈に合った自治体運営の話になる。今後、計画的に固定資産台帳の整備を進める中で、公共施設の整備管理をより効果的に行う方向で検討する。

問 来年度から総合食育センターが稼働する。食育について、これまで健康福祉部が担当してきた部分と、新たな食育センターが担う部分はどうなるのか。食育推進計画の具体的推進や、食の安心・安全の新たな基準、市民の食育に関する意

答 センターと健康福祉部の関係は、「食育推進計画」に基づき、関係機関と市民との連携を図るパイプ役と位置付け、家庭・教育現場・地域・生産者、事業者・センターの役割を明確にした。食材の安全性については確保されている。市民の食育に対する意識調査については、食育推進関係機関と連携を図りながら検討したい。

問 公共施設や学校の耐震化基準に含まれない「非構造部材」の総点検や、安全対策は大丈夫か。

答 平成22年度に公の施設等、緊急施設点検を実施し、対応が必要な607か所中、平成24年3月末までに585か所の対応が完了してい

る。残り22か所は急を要しないが、改修計画に併せて対応を予定している。学校施設・地区センター等においては、安全点検の慣習化

を推進するため、「市有施設安全マニュアル」を策定し、指定管理者及び小中学校の施設管理者に周知徹底している。



宮守体育館の現状

自主防災組織と防災リーダーの

育成について



瀧澤 征幸 議員
(緑風会)

慮しながら、計画的に適切な維持管理に努めていく。

問 防火施設充足率は市全体では88%となっているが、地域により充足率に格差がみられる。充足率50%前後の地域を最優先した早急な防火対策を急ぐべきではないか。

答 水路が機能しないので延焼を防ぐことができなかった事例がこれまでもあったと認識している。

消防水利の設置は、水利不便地域の水利状況や集落の事情、地形的な状況の調査などを行い、随時見直しを図り、住宅の増加している地域や充足率の低い地域を優先して設置を進めた。

今後も消防団との連携に

より河川等の有効水利を把握するなど防火対策を推進し、水利整備計画に基づいた消火栓等の設置を継続していくことで、市民の安心安全な暮らしに努めていく。

問 土砂流出危険箇所図を見ると、自治会の範囲だけで自主防災組織をつくることには危険性が含まれており、複数の自治会を包含した防災組織の再編も必要となってくるのではないかと。また災害時には、消防団員でなくても、誰もが職場から地元に戻り災害対応するといった社会システムの構築が必要なのではないか。

加えて、甚大な災害が発生したときには、防災リーダーへも出動要請を行い、

実働部隊としての活動を促すといった本場に動けるマンパワーとしての防災リーダーを育成・確保することが、防災・減災への近道になると期待されるが。

答 3. 11の教訓を活かし検証しなければならない事

案も多々あり、今後、東日本大震災後方支援活動検証委員会の中で、避難、避難所の運営、連携等についてしっかりと検証していく。今後も防災リーダー、自主防災組織の充実強化をまさに官民一体となって進めていく。



各自治会で開催されている防火防災講習会

遠野市の防災について



照井 文雄 議員
(清風会)

問 各町への防災倉庫を配備し、機能を充実させるべきと考えるが、当局の考えは。

答 昨年の東日本大震災後、速やかに補正予算を計上し、各地区へ発電機や反射式ストーブ、燃料携行缶、電灯付きラジオ等の防災資機材を配備したところである。また、消防団の安全活動を充実させるため、救命胴衣も整備した。これらの保管場所としての防災倉庫等については、現在コミュニティ消防センターやコン

テナ式防災倉庫、旧消防屯所、旧JA倉庫などを活用し、各町に11か所、水防倉庫は3か所設置している。

今後の防災倉庫の整備については、更新時期を見据え、地域防災計画との整合性を図り、長期計画の中で検討していく。

問 「永遠の日本のふるさと遠野」にふさわしい景観を望むものだが、河川内の立木をそのまま放置しておいて良いのか。当局の考えを伺う。

答 「永遠の日本のふるさと遠野」を将来ビジョンに据える当市にとって、河川の景観保全は重要な取り組みである。

その一つとして、市民協働で行われている市内一斉河川清掃も、景観保全の取

り組みと認識している。また、一級河川の立木については、管理者である岩手県に要望し、協議を進める。平成23年度は、県において猿ヶ石川の光興寺地区を含め、市内6地区6・6ヘクタールを伐採し、一部河道掘削を実施した。今後もうした取り組みを重ねながら、河川の景観保全に努めていく。



速やかな環境保全が求められる猿ヶ石川

原発事故による放射能汚染対策

について



浅沼 幸雄 議員
(新興会)

シウムの値も極めて小さいことから、「調査の継続・追加検査も必要ない」としている。

問 東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による汚染が、市内各地でも確認されている。当局では人体や農林畜産業への影響をどの様に捉え、今後どのような対策を講じていくのか。

答 放射線内部被ばく健康影響について、県では県南部や沿岸部の若年層の住民を対象に調査を実施しているが、放射性ヨウ素は全員不検出であり、放射性セ

シウムは、空間放射線量に対する取り組みとしては、市内11小学校の校庭の地表付近や、局所的に放射線量が高いと思われる箇所等の線量測定を実施した。その結果各測定日とも制限値を下回っている。今後は「簡易型空間放射線量測定器」を15台整備し、各地区センターに配備して、7月から市民に貸し出しを行う予定である。放射性物質濃度については、市民が直接持参する食品等の濃度測定を行うため「放射性物質濃度測定器」を1台整備し6月4日から測定を開始しており、6月6日現在受付件数は12件で、結果はいずれも基準値

以下である。

畜産物については、牧草地が汚染により利用自粛となり、採草や放牧ができなため影響が多岐にわたっている。特に大きな問題となるのは、草地基盤を事故前の状態に戻すための牧草地の除染であると考え、今定例会の補正予算において、新たな課題に対し機動的に対応するため5千万円を計上した。

原木しいたけ(露地)の当市の状況は、5月上旬に「生」で基準値を超えたものがあり、国の出荷制限指示の対象となり「乾燥」についても5月末の検査の結果基準値を超えるものが現れ、県の出荷自粛要請の対象となった。市としては適正な補償がなされ遠野産原木しいたけの出荷が再開さ

れるよう生産者をサポートする。以上の問題点は、本来は国と東京電力が速やかに対応策を講じるべきものと考え

るが、その対応を待つだけでは中々進まないのが実態であるので、市としてもできる限りの対策を講じていく。



出荷が制限されている遠野産しいたけ

遠野の観光振興について



荒川 栄悦 議員
(清風会)

問 いわてデステイネーションキャンペーンの現状と今後の観光については。

答 当市独自の事業は次の通りである。新観光イメージ4連ポスターの制作、市内JR各駅に歓迎横断幕制作、無料傘「カッサクくん」の貸与を始めた。JR各駅を発着点とする「駅から観タクン」「遠野物語めぐり号」「駅からマップ」の提供をしている。また、お出迎え隊、郷土芸能披露、休憩スポットの設置をした。食の祭

典「粉んなもんぐランプリ」、「春のどべっこまつり」を開催した。宮守駅では遠野商工会女性部が、二日町駅付近では遠野郷馬つこ王国ライデンングクラブがそれぞれ工夫をこらしてお出迎えをしている。今年4月の入込み数は、約3万人で、「いわてD・C」による一定の波及効果があったと考える。

問 遠野遺産を含めて今後の観光施設の整備についてどう考えるか。

答 今後の観光施設の整備は、「遠野遺産」などの地域資源を有効活用する中で取り組みたい。補助金を見直して、活用することにより、市民協働による施設整備の推進を図りたい。

問 放射能汚染の観光への

の風評被害についての考えは。

答 放射能の影響については、観光の魅力である「食」の風評被害も懸念される。既に市環境課では、市内で生産・収穫された農産物等の放射性物質濃度検査を開始している。なお、この事故による観光被害については、東京電力において個人・法人・個人事業主・農林漁業者など原子力損害について賠償を実施することとしている。

問 観光地域づくりプラットフォームについて伺う。

答 「遠野観光地域づくりプラットフォーム」の実現に当たっては、4月に供用開始した「旅の蔵遠野」を拠点と位置づけ、指定管理

者の遠野市観光協会が主体となつて、市民や、観光関係団体との連携体制を構築する中で取り組んでいる。その遠野市観光協会では、「遠野市観光協会経営ビ

ジョン」を策定し、平成24年度内の法人化を目指し、自立した経営計画及び経営戦略を策定し、足腰の強い経営を目指すこととしている。



先日オープンしたばかりのお食事処伊藤家

市長の政治姿勢について



小松 大成 議員
（無会派）

えには結びつかない。今回
の大阪市長の思想調査は行
き過ぎた行為と認識してい
る。

問 高額所得者のお笑い
タレントの母親が生活保護
を受けていたことで「不正
受給」が多いような報道が
意図的にされている。生活
保護への偏見、差別を助長
するのではないかとの懸念
がある。当市の現状と実態を
伺う。

答 生活保護は、日本国憲
法25条に規定された理念に
基づき、困窮する全ての国
民に、最低限の生活を保障
するとともに、自立を促す
ことを目的に行うもので、
生活困窮救済の「最終手段」
となる。最近マスクミで取
り上げられている「不正受
給」問題では、生活保護制
度が市民から十分な信頼を

得られるよう適正に運用す
ることが重要である。当市
では「不正受給」を未然に
防ぎ、制度への偏見や受給
者への差別を抑制するた
め、生活保護業務運営方針
を策定し制度の運営に努め
ている。

問 農業後継者育成は、当
市の衰勢に関わる重要課題
である。再三に渡りその重
要性を指摘してきたが、今
般「青年就農給付金事業」
が導入された。これは大き
な前進と評価するが、市は
更なる策を講じるべきでは
ないか。

答 「青年就農給付金事
業」は、新規就農者として
位置づけられた青年就農者
が集落に定着し、就農初期
の経営リスクの軽減のため
創設された国の事業であ
る。新規就農者の経営が軌

道に乗るまでの最長5年間
資金援助をする事業であ
る。県内の市町村において
は、さらに就農者に対し生
活費や家賃などの支援をし
ている自治体がある。当市

においては「ASTパー
アップ事業」などで農業後
継者支援を行っている。新
規就農者のみならず、農業
者の支援を図っていく。



第1回アスト起農塾のようす

皆さまからの議会への提言をお待ちしております

「わたしの ひとこと」



岩崎 ^{きみや} 公也 さん
(上郷町)

このコーナーは、市民の皆さまのまちづくりの夢や希望などを掲載しています。掲載希望される方は、お気軽に当事務局までお申し出ください。

「森を守り継承していくために」

夏至が過ぎますと、山々は緑濃く、農畜林業による「産業景観」は、遠野の個性を醸し出しております。それがどなたの所有地であっても、それぞれの景観であつてくれま

す。近年、森林やその周辺で天敵のいない大型動物が増えております。イノシシやニホンジカの生息域が北へ広がっているからです。遠野でもシカによる多くの被害が報告されております。そこで林業に目を向けま

す。と、山の放置が気になります。熊やシカが増え続け、更に林内に日が入らなると、山肌を守る草木の根が弱くなり土砂災害が発生したりします。

森林は、私たちの環境を守り、地球温暖化防止に役立つとうたわれておりますが、地場を生かし続ける産業として、また森林税の活用などで、森を市民共有財産として守り、継承していくための人材育成や予算措置等についての議会論議も必要と思ひます。

編集後記

中心市街地活性化基本計画に基づいて、駅前に二施設が整備され、また、とおの昔話村が平成25年3月までに改修整備されます。

更に、総合防災センターが完成しました

今定例会では主要事業として、後方支援拠点の中核施設となる多目的利用施設のあり方を具体的に検証し、高規格道路の整備にあわせ回遊性を高める市街地の第二ステージの活性化や、中学校再編後の学校施設の活用策

等、市内の公共施設の総合力が発揮されるコンビネーション型公共施設等有効活用調査検討事業に係る事務の委託について可決されました。

人口絶対減に向かう社会が到来し、若い人たちがこの遠野の将来に「夢を持つ地域」としてどのようにつくり上げていくかが問われています。

制定された議会基本条例に沿って、議員一同市民の負託にこたえていく所存です。

(由紀夫)

【広聴広報特別委員】

| | |
|------|---------|
| 委員長 | 瀧澤 征幸 |
| 副委員長 | 菊池 由紀夫 |
| 委員 | 佐々木 大三郎 |
| 同 | 多田 勉 |
| 同 | 瀧本 孝一 |
| 同 | 萩野 幸弘 |

【議会だより第28号の記事訂正とお詫び】

18ページ、小松大成議員の一般質問の記事の中で、「内使負担分」は、「内市負担分」の誤りでした。お詫びして訂正します。

● 次の定例会は、9月7日(金)から9月21日(金)までの15日間を予定しています。改めて議会運営委員会で決定されます。審議日程などの詳しいことは、議会事務局にお尋ねください。